日赤新労

平成9年
3月15日
発　行
第156号

発　行　所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2－6－8
伸和ビル1F
TEL(03)3433-3028
FAX(03)3432-4560
発行責任者　浜崎健蔵

綱　領

1．吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2．吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3．吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

第三六回定期全国大会開催

平成九年度運動方針　闘争方針など決定！

二月二十三日から二十五日の三日間、梅の香漂う、眼下に初島を見降ろす風光明媚な静岡県熱海市の「VIVI熱海自然郷」において、第三六回定期全国大会が盛大に開催された。全国加盟単組より代議員及びオブザーバー等一一〇名を超える多くの参加者を得て、平成九年度運動方針や要求書等について活発な討議が展開され、本年度も新しい本部執行体制のもと、要求獲得に向けて組合員一丸となって前進していくことが確認された。

初日は開会のことばの後　役員の選出が行われ、議長に馬場拓春氏（福岡支部）、副議長に峯徹次氏（福島日赤）、書記に中山集氏（岡山日赤）が選出された。

次に、大会開催にあたり梅村中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「九六年度の日赤新労の活動が無事終了し、今大会を迎えることができたのは、ひとえに組合員の皆様のご尽力、ご活躍の賜物と心から感謝申し上げたい。

振り返ってみると、ベアに関しては、本社は例年の如く人勧待ちという態勢を崩さず、八月三十日になってベア率一・一六%の回答を提示してきた。これは人勧を僅かに上回るもので、九〇年以来下降傾向にあったのがやっと下げどまりの様相を呈したものである。

諸要求では、寒冷地手当の見直し、深夜手当の加算額の増額や特殊勤務手当の改定などが行われた中、特に新労の長年の要求事項であった医療施設の事務系課長に対する役付手当が改正されたが、これを一つのステップとして、他の役職者の手当についても今後議論を重ねていきたい。

今年度の春闘は、すでにベア廃止論、隔年春闘等がとりざたされる中で展開されており、日赤新労としても重点目標としてベアを中心に昇格基準及び標準的職務内容表の見直し等に取り組んで行きたいと考える。

今大会での慎重審議と、全国の組合員の皆様のご支援ご協力をお願いしたい。」

議事は報告事項へと進行し、本部より各部報告、一般経過報告等がなされ、単組活動報告は大会資料の報告文書をもって、賛成多数で承認された。

二日目は、運動方針案、予算案等について審議が行われ、活発な意見交換の後賛成多数で承認、決定された。特に要求書案における役付手当の支給率の改善については、昨年十二月の中央委員会からの継続審議として突っ込んだ意見交換が行われた。

尚、二日目の懇親会においては、浜松赤十字病院から住山正男院長にご臨席いただき、暖かい励ましのお言葉を頂戴した。

大会最終日は、平成九年度本部役員選挙が行われ、八名の新役員が決定された後、名古屋第一日赤の正木佐知子氏による「熱海大会宣言」が採択された。

最後に、九七年度運動方針に基づく諸要求実現に向けて決意も新たに「頑張ろう三唱」が行われ、盛会の中に無事大会を終了した。

挙をあげて力強く、「頑張ろう！」

’97賃上げ四・五%　一万五千二百円に！

■報告事項■

一、各部報告
組織、教宣、調査の各部長からこの一年の活動報告が行われ、二、三の質疑応答の後承認された。

二、一般経過報告
平成八年度要求書に対する本社回答も含め、本部より詳細な報告があり、質疑なく承認された。

三、会計収支決算報告
平成八年度収支決算報告書通り承認された。

四、会計監査報告
適正且つ正確に処理されている旨報告があり承認された。ただ、会議等で本部から支給される旅費受領において、印鑑を忘れる代表者の多い点が指摘された。

五、単組活動報告
各単組提出の報告文書をもって報告とし、交渉事項や諸活動において二、三の質疑応答の後承認された。

（以上、報告事項の詳細は大会資料を参照のこと）

■審議事項■

一、平成九年度運動方針案について
特に質疑なく、賛成多数でスローガンともに本部提案通り決定された。

二、平成九年度予算案について
第三回中央委員会において決算見込みで提示した予算を、一月決算で確定した繰越金から一部修正して提案され、賛成多数で決定された。

三、平成九年度要求書案について
基本賃金の引き上げは、消費税率の引き上げも勘案した上で、定昇込み四・五%、一万五千二百円と決定された。最低賃金の引き上げについては、昨年度同額の十二万八千七百円を要求していくこととなった。

諸手当の改善については役付手当の支給率の改善において、名古屋第一日赤より「職種間での不均衡の是正」を追加する要望書が提出され、各単組の意見聴取、質疑応答など時間をかけて審議したが、賛成多数で本部提案通りに決定された。

四、平成九年度闘争方針案について
全国の組合員とその家族の署名運動を展開して署名簿を本社社長へ提出、ポスター・ビラの配布、闘争委員会の設置、文書・テレホン戦術、施設長並びに支部長交渉による本社への圧力強化、各単組におけるストライキ権確立、本社集会の実施、中労委提訴、実力行使、以上が決定された。また、本部より、期日までの署名簿提出の協力依頼があった。

五、平成九年度本部役員について
小宅政恵役員詮衡委員長（芳賀日赤）より役員選出の経過説明があり、詮衡の結果、明日の役員選挙には八名を発表する用意のあることが報告された。

六、その他
①ボランティア休暇
今後の本社との交渉は、本部一任で承認。
②臨床工学技士の実態調査結果について
臨床工学技士のレベルアップを図ってほしいとの意見に、本部は級別標準的職務内容表及び昇格基準の中で本社と交渉して行きたいとし、承認された。
③「婦人部」の名称について
「婦人部」の名称を「女性部」に変更してはどうかとの提案があったが、質疑応答の結果、決議は見送りとし各単組に持ち帰って検討することになった。
④組合例規集発行について
平成八年度における内容の訂正・追加は、三月中に行われる予定。

■役員選挙■

役員選挙が行われ、有効投票数八三票中、信任八二票、不信任一票で、平成九年度新役員が決定された。

（新役員は裏面に掲載）

第一回中央委員会案内

【日　時】平成九年五月十一日～十二日
【場　所】「ホテル機山館」
東京都文京区本郷四－三七－二〇
（近隣には東大赤門、湯島天神、上野の杜が…）

熱海大会宣言

日本赤十字新労働組合連合会は、第三六回定期全国大会を海と山と温泉の自然豊かな熱海市の「VIVI熱海自然郷」において盛大に開催した。

我々は、平成九年度運動方針として、

○実質的賃金を獲得し、ゆとりある生活の実現
○労働時間短縮と、週休二日制の完全実施
○教宣活動を強化し、組織の団結を図る
○福利厚生を充実し、活力ある職場に
○定年制の早期実現と、老後保障の充実
○天下り人事を排斥し、内部登用を図る

の六項目のスローガンを掲げ、日赤新労の理念を基調とし、全組合員の協力のもと、ゆるぎない意志と団結に努め、要求貫徹に向かって力強く前進することを誓います。

右、熱海大会宣言とする。

名古屋第一赤十字病院
従業員組合
正木　佐知子

平成9年度本部役員

中央執行委員長
梅村　正一
（名二日赤）

中央執行委員
斎藤　健一
（福島日赤）

中央副執行委員長
川島　環
（鳥取日赤）

中央執行委員
佐久間直紀
（千葉血セ）

中央副執行委員長
坂本　樹由
（足利日赤）

中央執行委員
渡辺　渡
（青森血セ）

中央書記長
浜崎　健藏
（岡山日赤）

会計監査委員
樹下　成徳
（大津日赤）

中央会計
粕谷　幸司
（愛知血セ）

会計監査委員
原田　麻里
（今津日赤）

就任にあたって

中央執行委員長　梅村　正一

第三六回定期全国大会における役員改選で、前年に引き続き中央執行委員長に選出されました。四期目の就任にあたって、一言ご挨拶申し上げます。

景気は緩やかな回復基調にあるとはいえ、実感としては程遠いのが現実で、追い討ちをかけるように四月から消費税が三％から五％に引き上げられることもあり、公共料金等を含め、消費税絡みの値上げが諸物価へ与える影響は多大なものと思われます。

今春闘に際して、日経連は雇用の安定が先でありベアの財源確保までは行かないとして、五年連続で「ベアゼロ、定昇のみ」を決定し、早くから労働側を牽制しています。

一方連合は、「一万三千円を中心に」として昨年と同額の要求目標を掲げ、三月十八日を山場とした第一波の集中回答日を設定し展開しています。

さて、こうした背景の中、日赤新労は定期大会において、九七年度ベースアップ及び諸要求を決定いたしました。

基本賃金の引上げ額は一万五千二百円（四・五％）で、内訳は、定昇分が六千八百円（二％）、生活向上分及び物価上昇分が八千四百円（二・五％）です

新労本部は、この大会決議を受けて二月二十七日に本社へ要求書を提出し、三月三十一日までに有額回答を提示するよう強く要求しているところです。今年度のスローガンである「実質賃金を獲得し、ゆとりある生活の実現」を目指し、対本社との交渉に努力していきたいと考えています。

特に昇格基準及び級別標準的職務内容表の見直し、定年制と老後保障の問題、時短の早期実現、看護婦確保対策等を通し、労働条件と処遇の改善に取り組んでいかなければなりません。

これらの目標達成のために、今年度も全国の組合員及びご家族の皆様のご協力を得て署名運動を展開し、四月下旬には本社へ署名簿を提出する予定です。

各単組におかれましても定期大会で採択されたスローガン、闘争方針に基づき、日赤新労の一員として良識ある組合活動を展開されることを期待しております。

新執行部といたしましては、日赤新労の基本理念である労使協調を旗印に精一杯の活動を展開し、組合員の皆様の要望に応えるべく努力して参る所存です。今後ともよろしくご支援ご協力くださいますようお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

新任挨拶

青森県血液センター
渡辺　渡

まずは簡単なプロフィールから…。

昭和三十二年十二月十二日生まれ、血液型はAB型。趣味は映画観賞、パチンコ、麻雀、釣り（特にイカ釣り）――などです。

組合加入は昭和五十九年で、平成五年より単組の執行委員長を二期四年間務めています。組合員歴は長いのですが、無知の一言につきます。

日赤新労に望むものは、他の組合にはないセンスと行動力と愛です。

皆さんの足手まといにならぬよう頑張りたいと思いますので、ご指導を宜しくお願いいたします。

退任挨拶

山形県血液センター
原　眞一

第三四回定期大会において、当単組から中央執行委員として出ていた秋葉とバトンタッチする形で選任され、わずか二年間ではありましたが、何とか本部役員としての任務を果たすことができました。これもひとえに、執行部の皆さんや全国の組合員の皆様方のご支援とご協力によるものと深く感謝致します。

仕事柄、業務課にあって移動採血等で外に出歩くことが多く、時間的に余り余裕のある身ではありませんが、これからは一組合員として単組の中から日赤新労を応援していきたいと思います。

最後に、全国の組合員の皆様のより一層のご活躍とご健康をお祈り申し上げ、退任のご挨拶と致します。

北から南から

スキー教室ツアー

名古屋第二日赤労組

名二日赤労組では、婦人部及びレク部主催で、一月十三日～十四日と二月十八日～十九日の二回に分けてスキースクールツアーを開催しました。

スクールは、長野県白馬五竜とおみスキー場を会場として、情報誌KELLYなどで紹介されたスポーツアカデミー・インストラクターの佐藤氏を講師に、初心者、ボーゲンのできる者、シュテム～パラレル、パラレルからウェーデルなどのクラスに分かれて指導を受けました。

主催者としては、「安くて楽しく、その上スキーもうまくなる」をモットーに企画しましたが、参加者は三三名と小じんまりした教室で、その分、中身の濃いものとなりました。

出発が二十時、深夜に現地到着、仮眠、スクール参加、フリータイム、そして帰名二十一時という時間的制約を受けてのツアーでしたが、十分に楽しんで戴けたものと思っています。

参加者は感想として、「初参加のスキースクールは、時間は短かったものの次に進むための良いステップとなった」「頭で理解するのと身体で理解するのが今一つ一致せず、歯がゆい思いをした」「今回学んだポイントを忘れずに、上手なスキーヤーになりたい」などと語ってくれました。

これら参加者の意見を汲み入れ、次年度はグレードアップした企画を練りたいと思っています。

スキーの腕前もかなりアップしました！

時間外手当の取り扱い

【労働基準法】

労基法第33条及び36条では、『労働時間を延長した場合、休日労働させた場合及び深夜労働をさせた場合には割り増し賃金を支払わなければならない』としています。

時間外、休日及び深夜に対する割増し賃金の額は、通常の労働時間または労働日の賃金の計算額の２割５分増し以上５割以下の範囲内で定めること（労基法37条の１）とされ、その後政令で休日労働の割増率は３割５分と決定されました。

基礎賃金とは割増し賃金を計算する基となる10割の賃金のことで、通常の労働時間または労働日の賃金の計算額をいいます。時間給で定められている人は、その１時間当りの時間給が基礎賃金となります。

【日赤での取扱い】

日赤では、時間外手当については給与要綱第30で、また１時間当りの単価算出法については給与要綱第31で規定しています。法定休日以外の休日についても、給与要綱第29第１項の別に定める場合で定義されています。

【１時間当り給与額の単価】（給与要綱第31）

$$\text{本人の時間単価（Aとする）} = \frac{(\text{俸給}+\text{調整}+\text{役付医師確保}+\text{特勤})\times 12}{1{,}912\ (\text{平成9年1年間の勤務時間数})}$$

○平日の時間外手当＝時間外単価（A×1.25）×時間数

○休日の時間外手当＝時間外単価（A×1.35）×時間数

＜Q&A＞

Q：給与要綱第31において算出基礎となる97年の勤務時間数は何時間か？

A：就業規則を改正して週休２日制を実施している施設の場合は1,912時間となります。

ただし、創立記念日の休日が本社と同じように平日の場合に限ります。従って、97年（暦年）の創立記念日が休日にあたったり、４週６休を実施している施設では、年間勤務時間の設定が異なります。

Q：４週８休制における土曜日の扱いは？

A：就業規則で週休２日制としての改正がなされていれば休日であり、改正されていなければ指定休の日が休日の扱いとなります。従って、交替制勤務者などが土曜日もしくは日曜日等の休日に勤務しても割増しの対象にはなりません。

Q：宿日直料の時間外手当の扱いは？

A：給与要綱第32で規定されているとおり、宿日直料については「所属長が定める」とされており、各施設での対応となります。3,000円＋時間外」など当直料の設定がされている場合、「＋時間外」の部分が当直料の基本額になるのか時間外の丸めなのかは、これまで運用してきた施設と組合との宿日直料の設定内容によって異なり、事務系の課長が当直した場合の扱いには注意を要します。

＊

（疑問点、問題点があれば文書にて本部まで）